

# 計算書類に対する注記（拠点区分用）

別紙2

平成29年3月31日現在

1頁

法人名：社会福祉法人 健祥会  
拠点区分名：ケアハウス鳩の家

## 1.重要な会計方針

- (1) 固定資産の減価償却の方法  
①有形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。  
②無形固定資産（リース資産を除く）  
当拠点区分において、定額法による減価償却を実施している。  
③リース資産  
当拠点区分において、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。
- (2) 賞与引当金の計上基準  
当拠点区分において、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。
- (3) 退職給付引当金の計上基準  
①独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」）の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、毎期規約に基づき掛金として支払った金額を退職給付費用及び退職給付支出に計上しており、支払額と費用計上額を調整するための引当金を計上していない。  
②法人独自の退職給付一時金制度に対する退職給付引当金  
当拠点区分において、退職一時金の支払いに備えるために、期末在籍者に係る自己都合退職による要支給額を退職給付引当金として負債に計上しつつ、前期末残高から増加額を退職給付費用として計上している。
- (4) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について  
当拠点区分において、「社会福祉法人会計基準」（平成28年3月31日厚生労働省令第79号、以下「会計基準」という。）に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。
- (5) 消費税の取扱い  
当拠点区分において、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

## 2.重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3.採用する退職給付制度

当拠点区分において、退職給与規程に基づき退職一時金を支払うこととしており、その支給に備えるため平成18年3月31日以前から在籍する者については「福祉医療機構」が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

なお、平成18年4月1日以降採用した職員については「福祉医療機構」の制度が変更になったことに伴い当該制度に加入していないが、従前の職員との平仄を保つために同様の水準で退職一時金を支払うこととしている。

## 4.拠点が作成する計算書類等とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりである。

- (1) ケアハウス鳩の家拠点区分計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)  
(2) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知、雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号、以下「運用上の取扱い通知」という。）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書(別紙3(⑩))の作成は省略している。  
(3) 当拠点区分において、サービス区分は一つであるため「運用上の取扱い通知」25(2)ウの規定に基づき、拠点区分事業活動明細書(別紙3(⑪))の作成は省略している。

## 5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	0	0	0
建物	68,300,612	0	4,445,281	63,855,331
合計	68,300,612	0	4,445,281	63,855,331

